

令和 年 月 日

保護者各位

三条市立須頃小学校
校長 笹川 剛史

出席停止のお知らせ

お子さんの病気は学校保健安全法に示す基準により、他の児童・生徒にうつるおそれのある期間は登校できないこととなっております。医師の診察および治療を受け、医師の登校許可証明書をもらってから登校させてください。

なお、他の児童にうつるおそれのある期間は、出席停止となり欠席としては扱いません。

主な学校感染症

注：○印は、かかっているとされた病気

病 名	出 席 停 止 の 期 間
1. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2. 麻 疹	解熱した後3日を経過するまで
3. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4. 風 疹	発疹が消失するまで
5. 水 痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6. 咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症含む)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7. 結 核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
8. その他()	医師の指示による

登校許可証明書

年 組

児童名 さん

病名 診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので
月 日より登校してさしつかえありません。

医療機関名又は
医 師 名

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下のとおりです。学校感染症や流行性疾患にかかった時は、担任、または養護教諭へ連絡をください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

		病名	出席停止期間
第一類	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二類	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性のあるもの	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
		インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 型を除く）	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
		咽頭結膜熱（プール熱） ※アデノウイルス感染症を含む	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三類	学校教育活動を通じて学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 （その他の感染症）溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。